

漁港施設等活用事業の推進に関する計画(活用推進計画) 新旧対照表

新	旧
<p>5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③漁港の保全上特に配慮すべき事項 認定計画実施者は、工作物を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合、事前に漁港管理者と協議しなければならない。 また、排水及び事業ゴミについては適正な処理に努めなければならない。</p> <p>④ (略)</p>	<p>5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③漁港の保全上特に配慮すべき事項 認定計画実施者は、工作物を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合、事前に漁港管理者と協議しなければならない。 また、排水については下水道と接続し、事業ゴミについては適正な処理に努めなければならない。</p> <p>④ (略)</p>